

# 事業承継の円滑化に向けた「店頭有価証券に関する規則」の 一部改正（案）について

令和 5 年 1 月 17 日  
日本証券業協会

## I. 改正の趣旨

令和 4 年 6 月 22 日に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理<sup>1</sup>において、地域企業の事業再生・事業承継の円滑化の観点から、投資家保護に配慮しつつ、勧誘可能な非上場株式の取引の範囲を拡大するよう自主規制の見直しを行うべきとの提言がなされたところである。

今般、上記提言を受け、「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」において行った検討を踏まえ、地域企業の事業承継の円滑化等の観点から、「店頭有価証券に関する規則」の一部改正を行うこととする。

## II. 改正の骨子

- (1) 経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引又は取引の媒介に係る投資勧誘において、買付者又は買付者が指名した者が発行会社の代表者に就任することを求めないこととする。 (第 3 条の 2 第 1 項)
- (2) 協会員は、発行会社や発行会社の代表者等が、将来の経営権の移転等のために行う店頭有価証券の買付けに関する店頭有価証券の取引に係る投資勧誘を行うことができることとし、必要な規定の整備を行う。 (第 3 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 6 項、第 9 項)
- (3) その他所要の整備を図る。

## III. 施行の時期

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### パブリックコメントの募集スケジュール等

#### (1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：令和 5 年 1 月 17 日(火)から令和 5 年 2 月 15 日(水)17:00 まで(必着)
- ② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

<sup>1</sup> [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20220622.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220622.html)

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合：

<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=76>

(2) 意見の記入要領

件名を「『店頭有価証券に関する規則』の一部改正（案）に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 （03-6665-6770）

以 上

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について（案）

令和 5 年 1 月 17 日  
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘）</p> <p><b>第 3 条の 2</b> 協会員は、<u>経営権の移転等を目的として、次の各号に掲げる顧客に対して、当該各号に定める店頭有価証券（上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券を除く。以下この条において同じ。）の取引又は取引の媒介に係る投資勧誘を行うことができる。</u></p> <p>1 <u>買付者（第 2 号から第 4 号までに掲げる顧客を除く。以下同じ。）</u> 店頭有価証券の発行会社の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）の議決権の過半数を取得すること（既に総株主の議決権の過半数を有している買付者が議決権を追加的に取得すること及び買付者の有する議決権の数と他者（買付者と同一の方針に基づき議決権を行使することを前提としている者に限り、次号に掲げる顧客を除く。）の有する議決権の数との合計が総株主の議決権の過半数になることを含む。）<u>を目的として行う当該店頭有価証券の買付け。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 削 　　る ）</p> <p>2 <u>店頭有価証券の発行会社の代表者等（当該発行会社の代表者及び当該代表者と同一の方針に基づき議決権を行使することを前提としている者をいう。以下同じ。）</u></p>	<p>（経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘）</p> <p><b>第 3 条の 2</b> 協会員は、<u>次の各号に掲げる目的の全てを達成するために行われる一連の店頭有価証券（上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券を除く。以下この条において同じ。）の売買又は売買の媒介に係る投資勧誘を行うことができる。</u></p> <p>1 <u>買付者が、当該店頭有価証券の発行会社の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）の議決権の過半数を取得すること</u> （既に総株主の議決権の過半数を有している買付者が議決権を追加的に取得すること及び買付者の有する議決権の数と他者（買付者と同一の方針に基づき議決権を行使することを前提としている者に限る。）の有する議決権の数との合計が総株主の議決権の過半数になることを含む。）。</p> <p>2 <u>買付者又は当該買付者により指名された者が当該店頭有価証券の発行会社の代表者に就任すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 　　設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>当該発行会社の総株主の議決権の過半数を取得すること（既に総株主の議決権の過半数を有している代表者等が議決権を追加的に取得すること及び代表者等の有する議決権の数の合計が総株主の議決権の過半数になることを含む。）を目的として行う当該店頭有価証券の買付け。</u></p>	
<p><u>3 店頭有価証券の発行会社</u>  <u>店頭有価証券の発行済株式の総数の過半数を取得すること（既に発行済株式の総数の過半数を有している発行会社が株式を追加的に取得することを含む。）を目的として行う当該店頭有価証券の買付け。</u></p>	（ 新 設 ）
<p><u>4 店頭有価証券の発行会社の代表者等又は発行会社（前二号に定める買付けを行おうとする者を除く。）</u>  <u>店頭有価証券の発行会社の代表者等及び当該発行会社が当該店頭有価証券の発行済株式の総数の過半数を共同して有すること（既に発行済株式の総数の過半数を共同して有している発行会社の代表者等又は発行会社が株式を追加的に取得することを含む。）を目的として行う当該店頭有価証券の買付け。</u></p>	（ 新 設 ）
<p><u>5 売付者</u>  <u>前各号に定める店頭有価証券の買付けを成立させることを目的として行う当該店頭有価証券の売付け。</u></p>	（ 新 設 ）
<p><b>2</b> 協会員は、前項に基づき買付けに係る投資勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる事項について、発行会社の同意を得なければならない。</p>	<p><b>2</b> 協会員は、前項に基づく投資勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる事項について、発行会社の同意を得なければならない。</p>
<p>1～3 （ 現 行 ど お り ）</p>	1～3 （ 省 略 ）
<p><b>3</b> 協会員は、<u>第1項第1号から第4号に基づき買付けに係る投資勧誘を行う場合には、その対象となる顧客に対して第1号から第5号までに掲げる事項を、同項第5号に基づき売</u></p>	<p><b>3</b> 協会員は、<u>第1項に基づく投資勧誘を行うにあたって、売付けに係る投資勧誘の対象となる顧客に対しては第1号に掲げる事項を、買付けに係る投資勧誘の対象となる顧客に対</u></p>

改正案	現行
<p>付けに係る投資勧誘を行う場合には、その対象となる顧客に対して第1号に掲げる事項を、それぞれ説明しなければならない。</p> <p>1 第1項各号に定める取引の目的を達成できる見込みがあることを確認できない場合には、<u>協会員は、当該各号に掲げる顧客の区分に応じ、当該各号に定める店頭有価証券の取引又は取引の媒介を行えないこと。</u></p> <p>2・3 ( 現行どおり )</p> <p>4 <u>第1項第1号又は同項第2号に基づく投資勧誘であって、顧客が他者の有する議決権の数と合わせて総株主の議決権の過半数を取得しようとする場合には、協会員は、その全員が同一の方針で議決権を行使することを前提としていることを確認できない限り、同項第1号又は同項第2号に定める店頭有価証券の取引又は取引の媒介を行えないこと。</u></p> <p>5 <u>第1項第4号に基づく投資勧誘の場合には、当該発行会社の代表者等及び当該発行会社が当該店頭有価証券の発行済株式の総数の過半数を共同して有する意思があることを確認できない限り、同号に定める店頭有価証券の取引又は取引の媒介を行えないこと。</u></p> <p>4・5 ( 現行どおり )</p> <p>6 協会員は、第1項に規定する店頭有価証券の<u>取引又は取引の媒介</u>を行おうとする場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を確認しない限り、<u>当該取引又は取引の媒介</u>を行ってはならない。</p> <p>1 <u>第1項各号に掲げる顧客の区分に応じ、当該各号に定める目的を達成できる見込みがあること。</u></p> <p>2 <u>第1項第1号又は第2号に基づく投資勧誘であって、顧客が他者の有する議決権の数と合わせて総株主の議決権の過半数を取</u></p>	<p>しては第1号から第4号までに掲げる事項を、それぞれ説明しなければならない。</p> <p>1 第1項各号に<u>掲げる目的の全て</u>を達成できる見込みがあることを確認できない限り、<u>協会員は、当該店頭有価証券の売買又は売買の媒介</u>を行えないこと。</p> <p>2・3 ( 省 略 )</p> <p>4 顧客が他者の有する議決権の数と合わせて総株主の議決権の過半数を取得しようとする場合には、協会員は、その全員が同一の方針で議決権を行使することを前提としていることを確認できない限り、<u>当該店頭有価証券の売買又は売買の媒介</u>を行えないこと。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>4・5 ( 省 略 )</p> <p>6 協会員は、第1項に規定する<u>一連の店頭有価証券の売買又は売買の媒介</u>を行おうとする場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を確認しない限り、<u>当該売買又は売買の媒介</u>を行ってはならない。</p> <p>1 <u>第1項各号に掲げる目的の全て</u>を達成できる見込みがあること。</p> <p>2 <u>買付者が他者の有する議決権の数と合わせて総株主の議決権の過半数を取得しようとする場合には、その全員が同一の方針で</u></p>

改 正 案	現 行
<p>得しようとする場合には、その全員が同一の方針で議決権を行使することを前提としていること。</p> <p><u>3 第1項第4号に基づく投資勧誘の場合には、当該発行会社の代表者等及び当該発行会社が当該店頭有価証券の発行済株式の総数の過半数を共同して有する意思があること。</u></p> <p>7 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として取引の媒介を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った会員が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。</p> <p>8 ( 現行どおり )</p> <p><u>9 第1項第2号、第3号又は第4号に掲げる顧客による取引又は取引の媒介に係る投資勧誘を行う場合、第2項、第3項第2号及び第3号、第4項、第5項並びに第8項の規定は適用しない。</u></p> <p><b>(金融商品仲介業者に対する指導及び監督)</b>  <b>第18条</b> 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第3条、第3条の2第1項から第6項、<u>第8項及び第9項</u>、第4条第1項及び第2項、第4条の2第1項から第3項、第6条第1項から第4項、第6項及び第7項並びに第7条第1項及び第4項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>議決権を行使することを前提としていること。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>7 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として<u>売買の媒介</u>を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った会員が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。</p> <p>8 ( 省 略 ) ( 新 設 )</p> <p><b>(金融商品仲介業者に対する指導及び監督)</b>  <b>第18条</b> 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第3条、第3条の2第1項から第6項<u>及び第8項</u>、第4条第1項及び第2項、第4条の2第1項から第3項、第6条第1項から第4項、第6項及び第7項並びに第7条第1項及び第4項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</p>